鹿児島県看護人材確保計画

令和3年3月

鹿児島県

目　　次

第１章　計画策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　看護人材の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　１　県内人口（現状と将来推計）・・・・・・・・・・　・・・2
　２　県内の医療資源等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　３　雇用の情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　４　就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　５　養成の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　６　再就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　７　育成の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　８　令和２年度看護職員実態調査結果（概要）・・・・・・・・・・21
　９　看護学生に対する就労先等の選択理由等に関する調査結果・・24

第３章　需給推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　１　推計の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　２　推計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第４章　看護人材確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　１　看護の魅力発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　２　次代を担う看護人材の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　３　職場定着・離職防止の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　４　就業促進・再就業支援・・・・・・・・・　・・・・・・・・・・31
　５　看護の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
　６　評価指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第５章　看護人材確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
　１　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
　２　計画の推進にあたってのそれぞれの役割・・・・・・・・・・・34
　３　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
　１　看護職員確保対策検討会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・37
　２　県看護人材確保計画の策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・38
　３　令和２年度看護職員確保対策検討会・・・・・・・・・・・・・・39
　４　看護人材確保計画策定に係るワーキンググループ・・・・・・・39
　５　看護教育制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第１章　計画策定の趣旨等

１　計画策定の趣旨

○　本県では，「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成４年法律第86号，以下「看護師等人材確保促進法」という。）に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」や，本県の看護人材（保健師，助産師，看護師，准看護師の総称。本文中「看護職員」と同意語。）の需給見通し（直近の策定は「第７次看護職員需給見通し（平成23年度～平成27年度）」）等を踏まえ，看護人材の養成確保，離職の防止，再就業の支援等に取り組んできました。

○　こうした取組により，看護人材の県内就業者数は着実に増加してきており，本県の人口10万人対就業看護職員数をみると，全国平均を上回る状況で推移しているものの，人口構造の変化や在宅医療の推進，働き方の多様化など，看護人材を取り巻く状況は大きく変化が生じています。

○　また，国の「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ」（令和元年11月15日）によると，令和７年（2025年）における本県の看護人材について，2,148人[*1]不足すると推計されています。

○　加えて，今般の新型コロナウイルス感染症対応において，感染リスクと厳しい環境の中で，職務に従事している看護人材の確保の必要性が一段と高まっている状況です。

○　このような状況を踏まえ，看護人材の確保・育成に係る関係機関と連携協力して，本県における看護人材の計画的かつ安定的な確保・育成に向けて，「鹿児島県看護人材確保計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

２　計画の位置付け

○　関係機関と連携して計画の実現を目指すとともに，計画を踏まえて各々が自主的に看護人材確保対策の取組みを推進するための基本指針となるものです。

３　計画の期間

○　計画期間は，令和３年度から令和７年度までの５年間とします。ただし，計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ，必要に応じて見直します。

---

*1 看護職員の労働環境の設定条件として，就業中のすべての看護職員において，1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内，1年あたりの年次有給休暇取得10日以上が達成された場合

第２章　看護人材の現状

１　県内人口（現状と将来推計）

(1) 国の将来推計予測

○　急速に少子高齢化が進む中，我が国では令和７年（2025年）にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり，全人口の18%を占める超高齢化社会を迎えます。

【図表1-1-1】日本の人口の推移

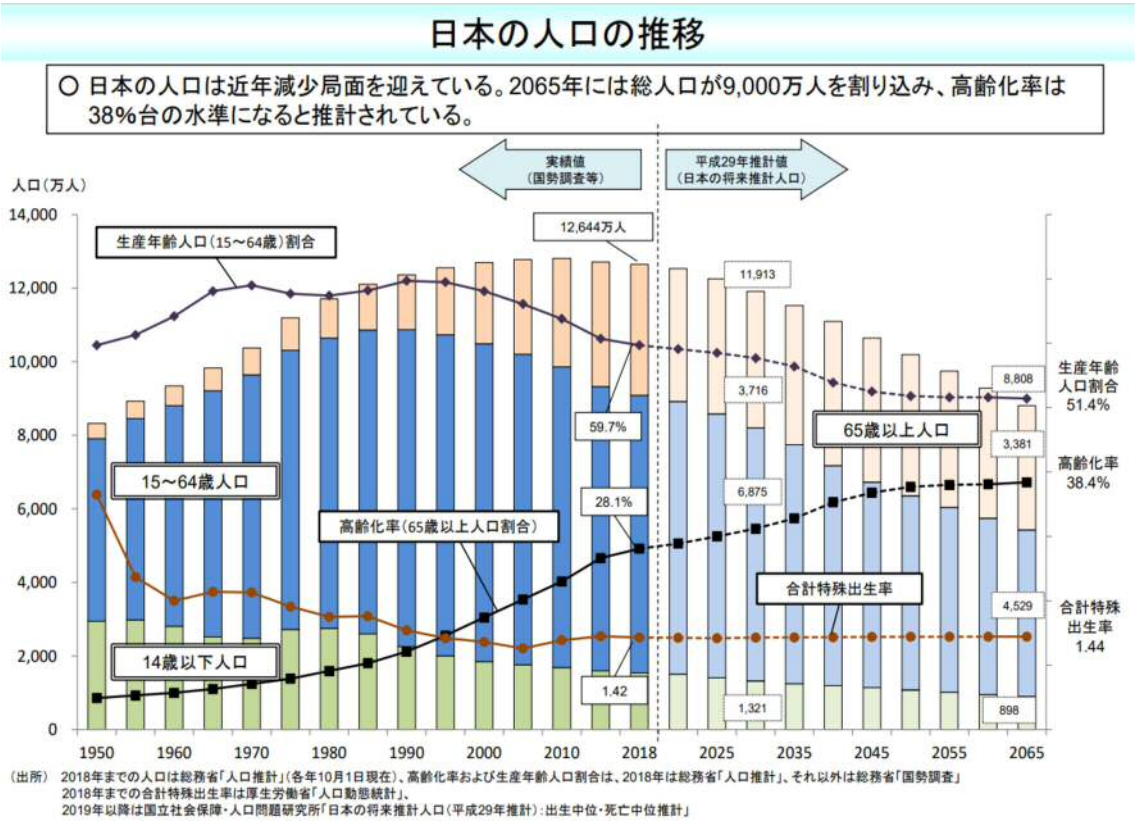

出典：厚生労働省資料

(2) 本県の人口の将来推計等

○　本県の総人口は2015年（平成27年）の約165万人から，令和７年（2025年）には約151万人，令和22年（2040年）には約128万人に減少することが見込まれています。

年代別では，65歳以上は令和７年（2025年）までの増加が見込まれていますが，75歳以上は令和17年（2035年）までの増加が見込まれています。

【図表1-2-1】将来推計人口の推移（本県）

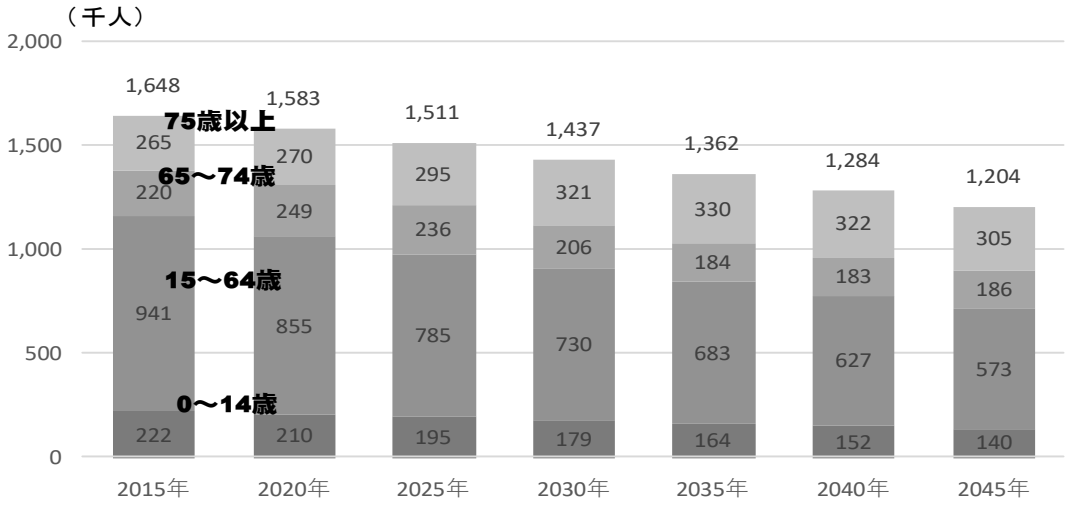

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」

【図表1-2-2】年代別将来推計人口の推移（本県）

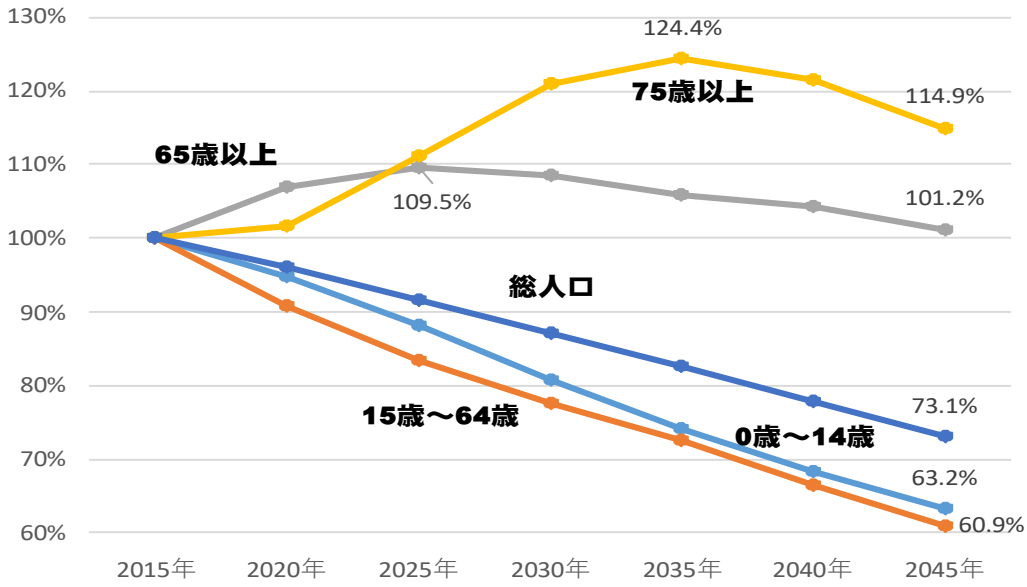

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」

○　二次保健医療圏別では，全圏域で総人口の減少が見込まれていますが，特に南薩と曽於については，減少率が他の圏域より大きくなっています。

○　高齢者人口の増加で医療や介護サービスの需要が見込まれることから，効率的かつ質の高い医療提供体制を維持するとともに，在宅医療・介護の分野での看護職員の活躍が期待されます。

【図表1-2-3】二次保健医療圏ごとの人口の推移（2015年比）

医療圏	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
鹿児島	100.0%	98.1%	95.6%	92.7%	89.5%	85.9%	82.1%
南薩	100.0%	92.2%	84.5%	77.1%	70.0%	63.1%	56.3%
川薩	100.0%	95.2%	90.0%	85.0%	79.9%	74.8%	69.6%
出水	100.0%	94.3%	88.3%	82.4%	76.5%	70.6%	64.7%
姶良・伊佐	100.0%	97.2%	93.8%	90.0%	86.2%	82.1%	77.9%
曽於	100.0%	92.9%	85.6%	78.4%	71.7%	65.1%	58.7%
肝属	100.0%	94.8%	89.1%	83.6%	78.3%	73.1%	67.9%
熊毛	100.0%	93.3%	86.4%	79.7%	73.2%	66.9%	60.6%
奄美	100.0%	93.3%	86.5%	79.8%	73.4%	67.0%	60.6%
県全体	100.0%	96.1%	91.7%	87.2%	82.6%	77.9%	73.1%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」

【図表1-2-4】　65歳以上人口の推移（2015年比）

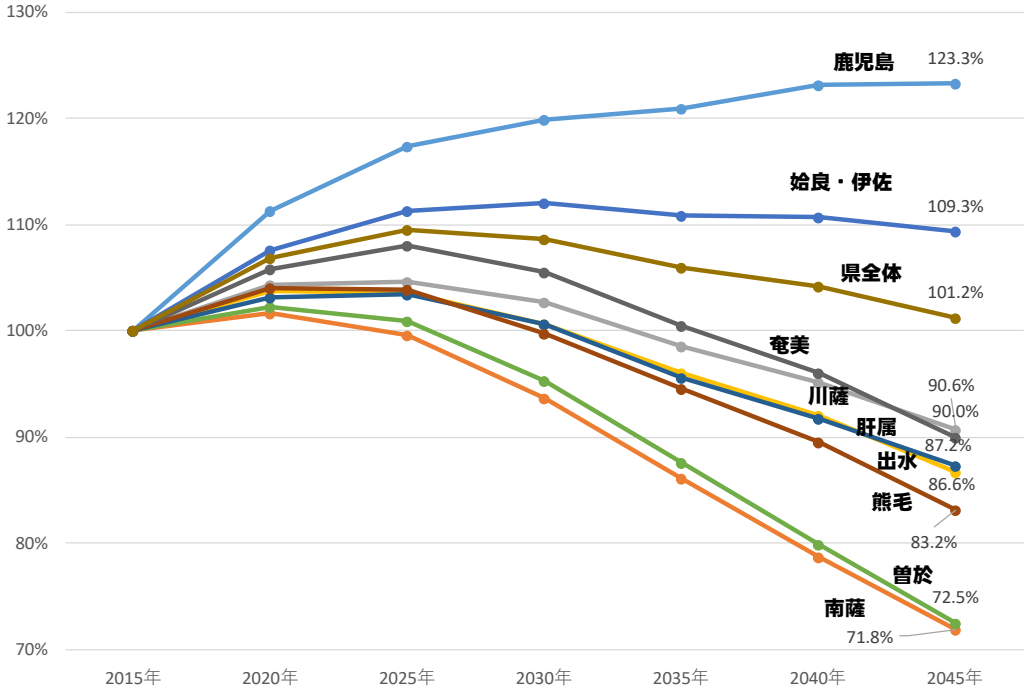

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」

2　県内の医療資源等

(1) 二次保健医療圏別の医療施設等の状況

○　人口10万対医療施設数について，全国と比較すると曽於，熊毛の２圏域が全国を下回っています。

人口10万対病床数については，全ての圏域が全国を上回っており，連動して，従事する看護職員も多くなることが推測されます。

【図表2-1-1】医療施設数及び人口10万対医療施設数

令和元年10月１日現在

	施設数							人口10万対				
	総数	病院	精神病院（再掲）	一般病院（再掲）	一般診療所	有床（再掲）	無床（再掲）	総数	病院	精神病院（再掲）	一般病院（再掲）	一般診療所
鹿児島	717	104	14	90	613	122	491	106.8	15.5	2.1	13.4	91.3
南　薩	145	31	6	25	114	30	84	114.3	24.4	4.7	19.7	89.9
川　薩	134	15	3	12	119	26	93	117.9	13.2	2.6	10.6	104.7
出　水	74	8	3	5	66	16	50	90.7	9.8	3.7	6.1	80.9
姶良・伊佐	224	34	4	30	190	50	140	95.3	14.5	1.7	12.8	80.8
曽　於	61	9	1	8	52	9	43	80.5	11.9	1.3	10.6	68.6
肝　属	132	21	3	18	111	31	80	87.8	14.0	2.0	12.0	73.9
熊　毛	28	4	1	3	24	4	20	69.6	9.9	2.5	7.5	59.6
奄　美	100	15	2	13	85	19	66	95.2	14.3	1.9	12.4	80.9
県	1,615	241	37	204	1,374	307	1,067	100.9	15.1	2.3	12.8	85.9
全　国	8,300	8,300	1,054	7,246	102,616	6,644	95,972	87.9	6.6	0.8	5.7	81.3

出典：令和元年医療施設調査

【図表2-1-2】病床数及び人口10万対病床数

令和元年10月１日現在

	病床数								人口10万対		
	総数	病院	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	一般診療所	総数	病院	一般診療所
鹿児島	15,819	13,884	3,607	7	53	3,015	7,202	1,935	2,356.0	2,067.8	288.2
南　薩	4,119	3,606	1,446	8	20	994	1,138	513	3,246.5	2,842.2	404.3
川　薩	2,296	1,915	576	4		489	846	381	2,019.8	1,684.6	335.2
出　水	1,676	1,394	545	4		353	492	282	2,055.2	1,709.4	345.8
姶良・伊佐	5,893	5,110	1,638	8	20	1,490	1,954	783	2,507.4	2,174.2	333.2
曽　於	1,173	1,022	124	2		504	392	151	1,547.4	1,348.2	199.2
肝　属	3,524	3,053	653	4		577	1,819	471	2,344.7	2,031.3	313.4
熊　毛	605	536	130	4	1		401	69	1,502.9	1,331.5	171.4
奄　美	2,779	2,502	736	4		546	1,199	277	2,645.0	2,381.4	263.6
県	37,884	33,022	9,455	45	111	7,968	15,443	4,862	2,364.8	2,061.3	303.5
全　国	1,620,040	1,529,215	326,666	1,888	4,370	308,444	887,847	90,825	1,284.1	1,212.1	72.0

網掛け：県平均より多い圏域

出典：令和元年医療施設調査

(2) 二次保健医療圏別の介護保険サービス事業所数の状況

【図表2-2-1】介護保険サービス事業所数及び人口10万対施設数

	サービス事業所　施設数				人口10万対			
	総計	施設サービス	居宅サービス	地域密着サービス	総計	施設サービス	居宅サービス	地域密着サービス
鹿児島	1,104	91	602	411	164.4	13.6	89.7	61.2
南　薩	267	32	136	99	210.4	25.2	107.2	78.0
川　薩	211	29	117	65	185.6	14.1	102.9	57.2
出　水	157	16	96	45	192.5	19.6	117.7	55.2
姶良伊佐	414	39	236	139	176.1	16.6	100.4	59.1
曽　於	161	19	81	61	212.4	25.1	25.1	80.5
肝　属	335	30	186	119	222.9	20.0	20.0	79.2
熊　毛	105	7	66	32	260.8	17.4	164.0	79.5
奄　美	254	31	157	66	241.8	29.5	149.4	62.8
県	3,008	294	1,677	1,037	188.0	18.4	104.8	64.8

出典:高齢者生き生き推進課資料

3　雇用の情勢

(1) ハローワークの求人倍率

○　県内ハローワークにおける職種別求人倍率を平成26年度以降の推移でみると，保健師はほぼ1.0以下となっており，就業場所が市町村や保健所等に限定されることもあり，求人そのものが少ない状況が続いています。

助産師は，平成26年度の3.60以後は徐々に低下し，平成30年度は1.16，令和元年度は1.05とほぼ求人数と求職者が拮抗した状況となっています。

看護師及び准看護師は，平成26年度1.38で以後も増加し，平成30年度は1.65，令和元年度は1.78となっています。

【図表3-1-1】看護職の有効求人倍率の推移

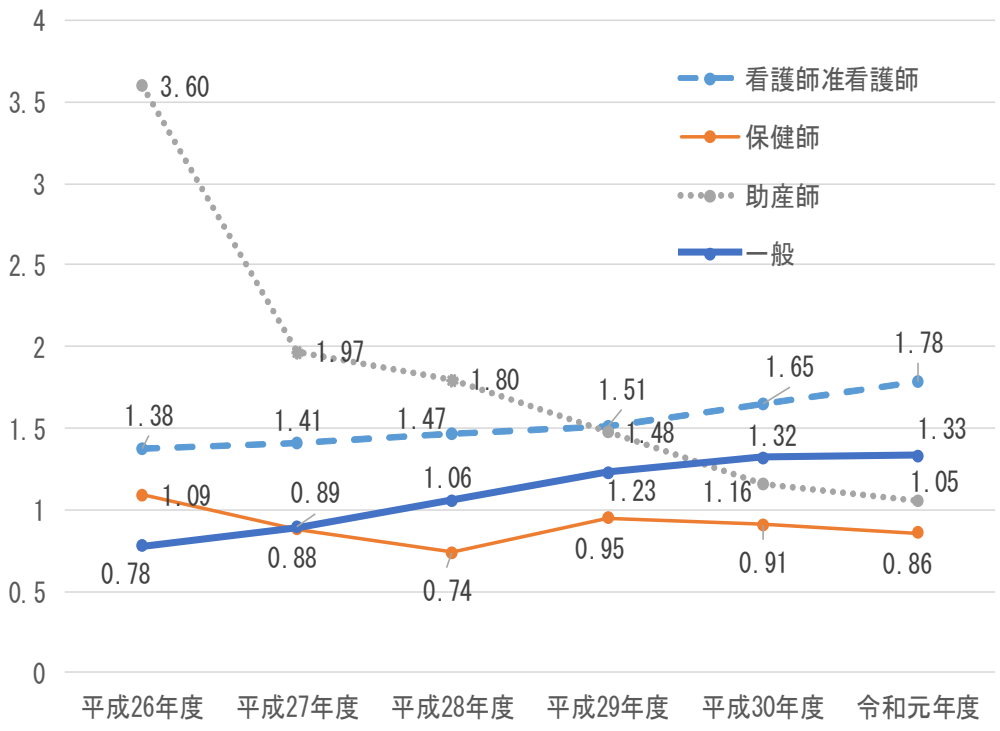

出典：鹿児島労働局資料

(2) 県ナースセンター求人情報状況

○　令和元年度中にナースセンターのナースバンクに登録のあった施設は553施設で，求人数の多かった施設は，病院が1.074人，無床診療所が201人，訪問看護事業所が142人，有床診療所が141人，健診センター等の138人の順となっています。

【図表3-2-1】令和元年度ナースセンター求人登録状況（求人施設553施設）

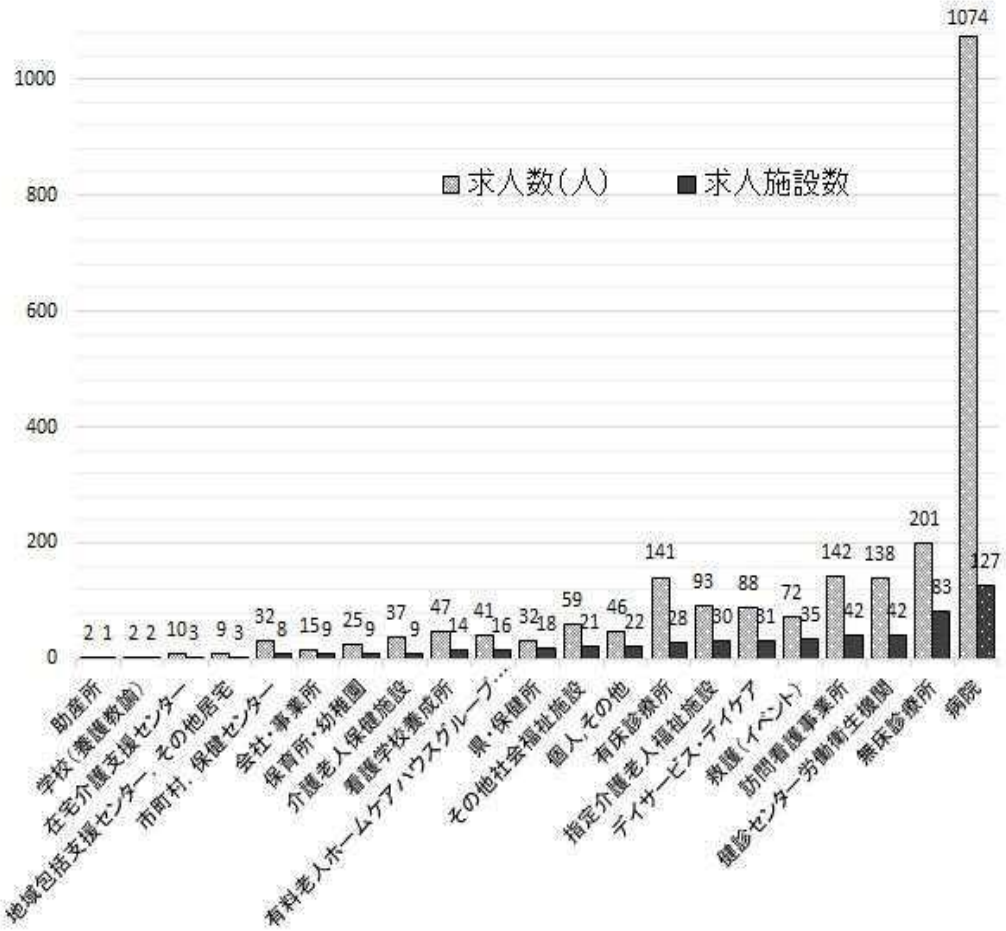

出典：中央ナースセンター資料

4　就業の状況

(1) 看護職員の就業者数の推移

○　保健師助産師看護師法第33条に基づき隔年ごと実施の業務従事者届によると，従事者数は年々増加しており，職種別では平成30年末は保健師941人，助産師626人，看護師22,504人，准看護師8,880人の合計32,951人で，平成28年より401人の増となっています。

過去10年間では看護職員全体では1.1倍，職種別では保健師1.2倍，助産師が1.3倍，看護師1.4倍と増加となっていますが，准看護師は約0.8倍と減少傾向が続いています。

○　また，人口10万対当たりの就業者数は，全国を大きく上回っており，平成30年末現在の看護職員全体では，国の1,275.6人に対し，県2,041.6人と全国２位となっています。特に，近年，減少傾向にある准看護師は，国240.8人に対し，県550.2人と国の２倍以上で全国４位となっています。

【図表4-1-1】看護職員就業者数の推移

（単位：人）

			H20年	H22年	H24年	H26年	H28年	H30年	H30/H20
保健師	就業者数		783	798	845	881	915	941	1.2
	人口10万対	本県	45.5	46.8	50.0	52.8	55.9	58.3	
		国	34.0	35.1	37.1	38.1	40.4	41.9	
助産師	就業者数		470	467	526	554	598	626	1.3
	人口10万対	本県	27.3	27.4	31.1	33.2	36.5	38.8	
		国	21.8	23.2	25.0	26.7	28.2	29.2	
看護師	就業者数		16,477	17,919	19,275	20,276	21,463	22,504	1.4
	人口10万対	本県	958.0	1,050.1	1,140.9	1,215.6	1,311.1	1,394.3	
		国	686.9	744.6	796.6	855.2	905.5	963.8	
准看護師	就業者数		11,018	10,745	10,709	10,155	9,574	8,880	0.8
	人口10万対	本県	640.6	629.7	633.9	608.8	584.9	550.2	
		国	293.7	286.3	280.6	267.7	254.6	240.8	
合　計	就業者数		28,748	29,929	31,355	31,866	32,550	32,951	1.1
	人口10万対	本県	1,671.6	1,753.9	1,855.9	1,910.4	1,988.4	2,041.6	
		国	1,036.4	1,109.4	1,139.2	1,187.7	1,228.7	1,275.6	

出典：衛生行政報告例

○　二次保健医療圏域別にみた場合，看護職全体では，鹿児島，南薩圏域に集中，特に助産師は生産年齢層の多い鹿児島圏域の集中が顕著となっています。

人口10万対で見た場合，全国平均を下回っている職種，圏域では，助産師が南薩，川薩，出水，姶良・伊佐，曽於，肝属の６圏域，看護師では曽於，熊毛の２圏域が全国平均を下回っており，実態としては地域的偏在がみられます。

【図表4-1-2】人口10万人当たりの看護職員数

（単位：人）

	総　数		保健師		助産師		看護師		准看護師	
	就業者数	10万対	就業者数	10万対	就業者数	10万対	就業者数	10万対	就業者数	10万対
鹿児島	14,874	2,205.9	366	54.3	383	56.8	11,196	1,660.4	2,929	434.4
南　薩	3,075	2,381.4	78	60.4	33	25.6	1,746	1,352.2	1,218	943.3
川　薩	2,210	1,922.4	78	67.8	31	27.0	1,347	1,171.7	754	655.9
出　水	1,483	1,800.7	49	59.5	18	21.9	931	1,130.5	485	588.9
姶良・伊佐	4,660	1,973.6	113	47.9	64	27.1	3,156	1,336.6	1,327	562.0
曽　於	1,065	1,379.8	46	59.6	2	2.6	621	804.5	396	513.0
肝　属	2,971	1,953.7	81	53.3	36	23.7	1,866	1,227.1	988	649.7
熊　毛	590	1,442.4	37	90.5	12	29.3	303	740.7	238	581.8
奄　美	2,023	1,912.2	93	87.9	47	44.4	1,338	1,264.7	545	515.2
鹿児島県	32,951	2,041.6	941	58.3	626	38.8	22,504	1,394.3	8,880	550.2
全　国	1,612,951	1,275.6	52,955	41.9	36,911	29.2	1,218,606	963.8	304,479	240.8

網掛け：全国平均未満

出典：平成30年衛生行政報告例

○　県内の主要離島における人口10万人当たりの看護職員就業者数は，最高の奄美大島（加計呂麻島，請島，与路島を含む）と最低の喜界島とでは，約５．３倍の格差があります。

【図表4-1-3】主要離島の人口10万人当たりの看護職員就業者数

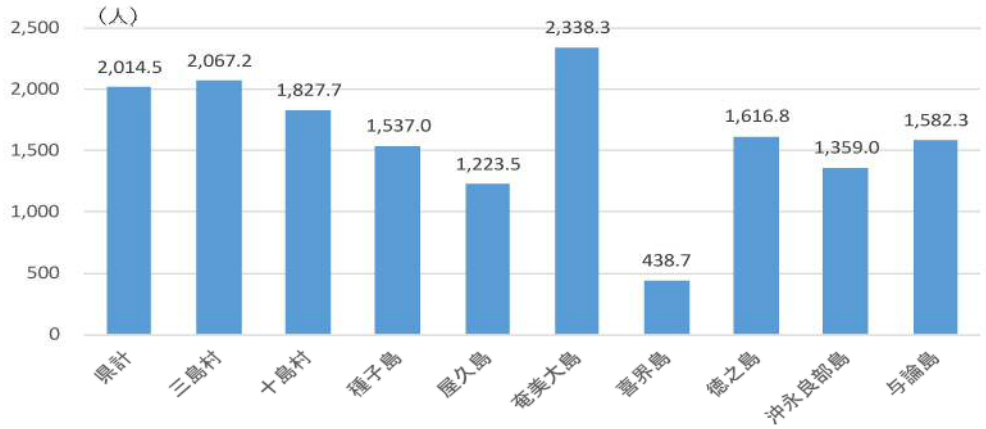

出典：衛生行政報告例

○　県内には有人離島が26島(21市町村)あり，うち医師が常駐していない島が17島（７市町村）となっています。

医師が常駐していない島内の診療所に従事している看護職は１～２名配置で，近年十島村では複数配置を進めています。

診療所が島内唯一の保健医療福祉施設でもあり，そこに勤務する看護職は医療だけでなく介護を含む福祉や看取りまで幅広い知識，高い看護技術が求められています。

【図表4-1-4】　常駐医師のいない有人離島での看護職配置

市町村名	島　名	看護職配置	主な医療状況（定期分）	人口
鹿児島市	新島	なし	鹿児島市内の医療機関を利用	2
出水市	桂島	なし	出水市内の医療機関を利用	8
長島町	獅子島	なし	国保鷹巣診療所医師　週2回	689
三島村	竹島	1人	鹿児島赤十字病院医師 診療　月2回 ※　十島村南部三島は，県立大島病院医師 診療　月2回	87
	硫黄島	2人		130
	黒島	3人 （２診療所）		190
十島村	口之島	2人		159
	中之島	2人		171
	平島	1人		71
	諏訪之瀬島	2人		73
	悪石島	2人		79
	小宝島	2人		55
	宝島	2人		148
屋久島町	口永良部島	1人	栗生診療所医師　月３回	109
瀬戸内町	加計呂麻島	なし	瀬戸内徳洲会病院，町へき地診療所の巡回診療	1,172
	請島	1人	町へき地診療所医師　２週1回	82
	与路島	1人		84

※看護職配置人数は，島内の診療所への配置人数　　出典：保健医療福祉課調べ

(2) 就業（領域）場所

○　看護職員の就業場所は，平成30年末現在，病院が19,567人（59.4%），診療所が6,119人（18.6%）となっており，病院と診療所で全体の78%を占めています。次いで，介護保険施設等3,673人（11.1%）となっています。

【図表4-2-1】看護職員の就業場所

（単位：人，%）

	全体		保健師		助産師		看護師		准看護師	
病院	19,567	59.4	62	6.6	347	55.4	15,743	70.0	3,415	38.5
診療所	6,119	18.6	41	4.4	164	26.2	3,192	14.2	2,722	30.7
助産所	53	0.2	0	0.0	52	8.3	1	0.0	0	0.0
訪問看護ステーション	905	2.7	4	0.4	0	0.0	795	3.5	106	1.2
介護保険施設等	3,673	11.1	2	0.2	0	0.0	1,622	7.2	2,049	23.1
社会福祉施設	806	2.4	2	0.2	0	0.0	396	1.8	408	4.6
保健所	112	0.3	109	11.6	0	0.0	3	0.0	0	0.0
県	38	0.1	36	3.8	0	0.0	1	0.0	1	0.0
市町村	782	2.4	535	56.9	39	6.2	147	0.7	61	0.7
事業所	78	0.2	28	3.0	0	0.0	40	0.2	10	0.1
看護師等学校養成所等	427	1.3	12	1.3	24	3.8	390	1.7	1	0.0
その他	391	1.2	110	11.7	0	0.0	174	0.8	107	1.2
総　数	32,951	100.0	941	100.0	626	100.0	22,504	100.0	8,880	100.0

出典：平成30年衛生行政報告例

○　就業場所別の看護師，准看護師数の推移をみると，介護保険制度の開始に伴い，病院以外に介護保険施設等，訪問看護ステーションで増加しています。また，男性看護師も増加しており，特に病院で活躍しています。

【図表4-2-2】就業場所別看護師及び准看護師数の推移（各年12月31日現在）

（単位：人）

	H10		H20		H30		H30-H10		H30-H20	
	総数	男性	総数	男性	総数	男性	総数	男性	総数	男性
病院	15,325	1,170	17,508	1,728	19,158	2,431	3,833	1,261	1,650	703
診療所	5,017	191	5,855	245	5,914	240	897	49	59	△ 5
助産所	0	0	2	0	1	0	1	0	△ 1	0
訪問看護ステーション	411	4	515	6	901	32	490	28	386	26
介護保険施設等	561	42	2,234	139	3,671	249	3,110	207	1,437	110
社会福祉施設	720	31	634	43	804	85	84	54	170	42
保健所	52	0	16	0	3	0	△ 49	0	△ 13	0
県					2	0	2	0	2	0
市町村			257	1	208	2	208	2	△ 49	1
事業所			32	10	50	10	50	10	18	0
看護師等学校養成所等	317	9	309	14	391	29	74	20	82	15
その他	201	2	133	4	281	13	80	11	148	9
総　数	22,604	1,449	27,495	2,190	31,384	3,091	8,780	1,642	3,889	901

※１　男性は内数
※２　介護保険施設等：介護老人保健施設，介護医療院，指定介護老人福祉施設，居宅サービス事業所，居宅介護支援事業所等の合計。H10は老人保健施設のみ計上。

出典：衛生行政報告例

(3) 年齢構成

○　平成30年末の看護職員全体の年齢構成では，40歳代が27.6%と最も多く，次いで50歳代の24.6%，30歳代の22.6%となっています。

本県の看護職員は平成20年から平成30年の10年間で4,203人増加していますが，この間50歳以上の増加が増え，看護職員の高年齢化が進んでいます。特に，顕著に高年齢化が進んでいるのが准看護師で，約６割が50歳以上となっています。

○　平成30年末では65歳以上が1,149人（3.5%）で，うち看護師（411人）・准看護師（666人）が９割を占めています。

60歳以上の看護師，准看護師の就業場所としては，多い順に病院，介護保険事業所，診療所となっています。

【図表4-3-1】看護職員の年齢構成（職種別）

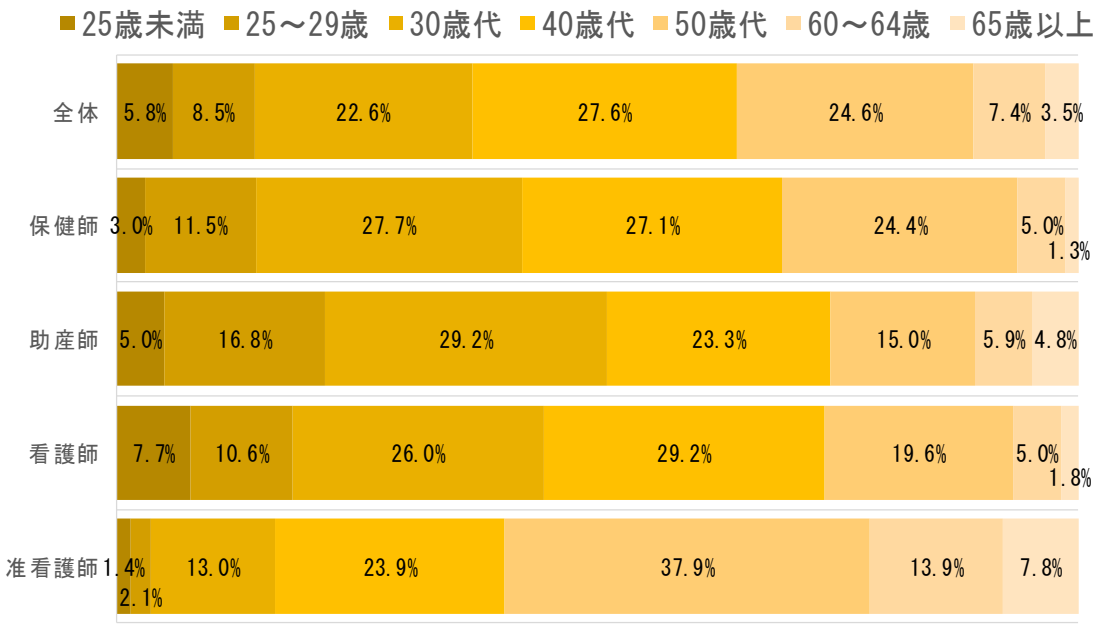

出典：衛生行政報告例

【図表4-3-2】年齢階級別の看護職員就業者数（10年前との比較）

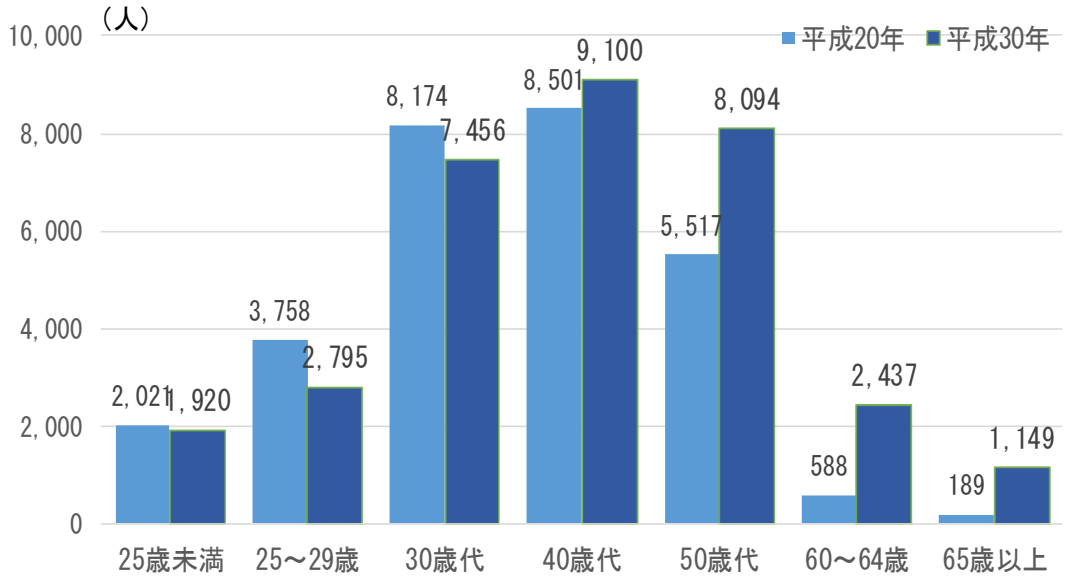

出典：衛生行政報告例

【図表4-3-3】60歳以上の看護師・准看護師の就業場所

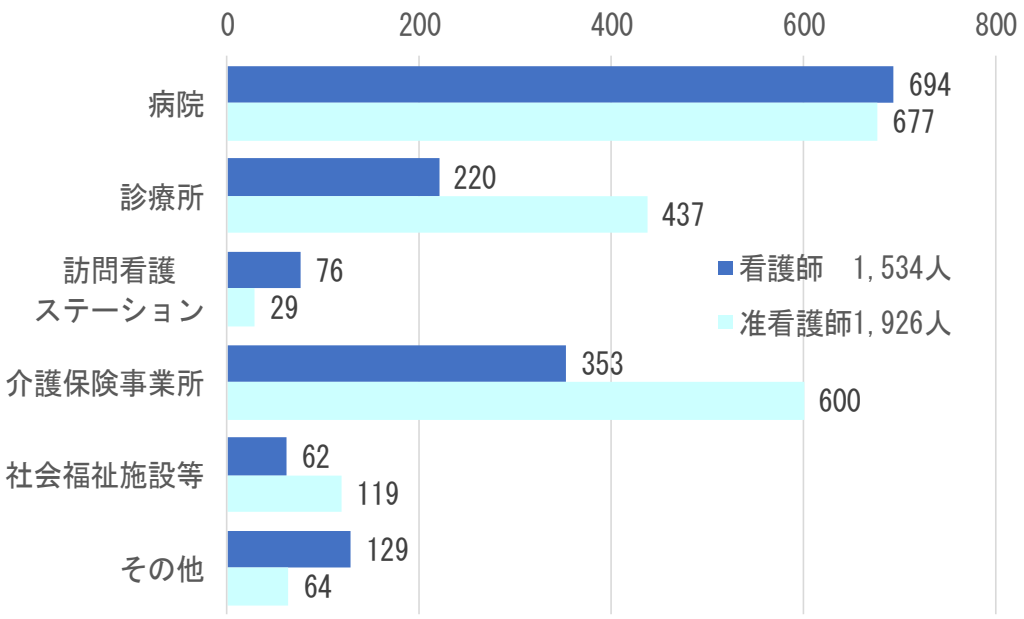

出典：平成30年衛生行政報告例

(4) 離職の状況

○　常勤看護職員の離職率は一時的な上昇もありますが，ほぼ全国平均なみに推移しています。また，養成所を卒業した1年目の新人看護師の離職率は増加傾向にありましたが，全国値を上回った平成28年次以降は下降に転じています。

【図表4-4-1】離職率推移

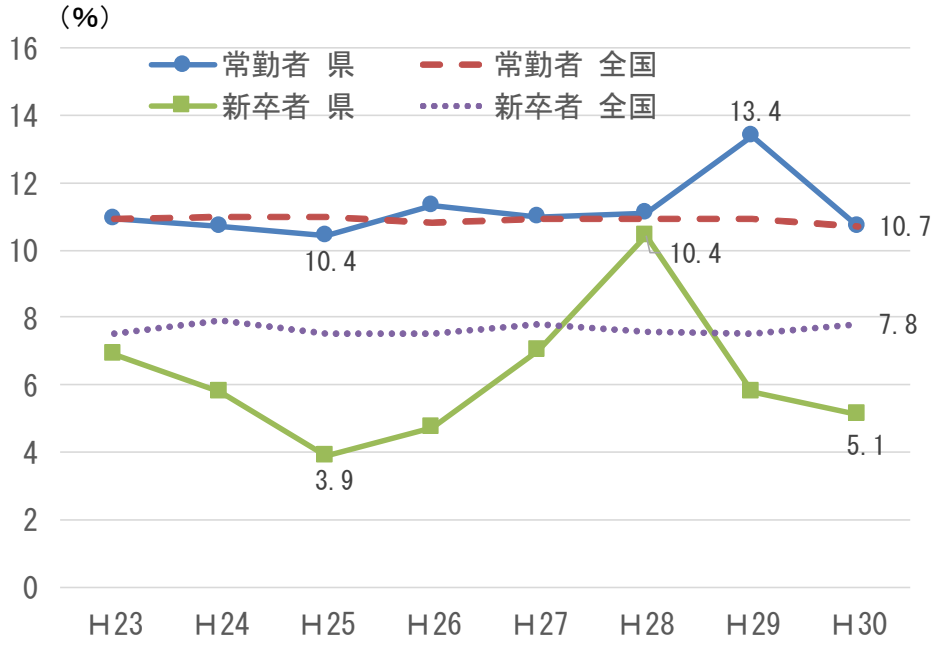

出典：日本看護協会病院調査

５　養成の状況

(1) 看護師等学校養成所数及び現状

○　県内の看護師等学校養成所は，令和２年４月１日現在，大学２校，助産師学校養成所２校，看護師３年課程14校，看護師２年課程３校（うち通信制１校），５年一貫看護師養成６校，准看護師５校（うち通信制１校）の計29校（35課程）があり，１学年の定員数は1,806人となっています。

【図表5-1-1】　看護師等学校養成所の状況

（単位：人）

区　分		施設数	課程数	１学年定員
大　学		2	5	125
助産師		2	2	32
看護師	３年課程	14	14	700
	２年課程	3	(1)　3	(150)　220
	５年一貫	6	6	560
	小　計	22	23	1,480
准看護師		5	(1)　5	(40)　169
合　　計		29	(2)　35	(190)　1,806

※「施設数」の「小計」「合計」は，複数課程を有する養成施設分を調整しているため，積上げ数値とは一致しない。（　）：通信制で内数

出典：看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査

○　令和２年度の入学状況は，総数1,619人（前年比124人増），うち県内出身者が1,267人（前年比82人増），全体の78.3%となっています。

少子化の影響等から，入学者は減少傾向にあります。

また，一部の学校養成所では，少子化等，養成所を取り巻く環境の変化を踏まえ，募集停止を決定している養成所もあります。

【図表5-1-2】　看護師等学校養成所入学状況（令和２年４月）

（単位：人，%）

区　分		１学年定員 (A)	受験者数	入学者数 (B)	入学者のうち県内出身者		充足率 (B/A)
					数	割合	
大　学		125	329	123	87	70.7	98.4
助産師		32	44	25	22	88.0	78.1
看護師	３年課程	700	938	624	554	88.8	89.1
	２年課程	220	215	209	133	63.6	95.0
	５年一貫	560	779	569	410	72.1	101.6
	小　計	1,480	1,932	1,402	1,097	78.2	94.7
准看護師		169	79	69	61	88.4	40.8
合　　計		1,806	2,367	1,619	1,267	78.3	89.6

出典：看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査

【図表5-1-3】 看護師等学校養成所受験者数等推移（各年４月入学試験）

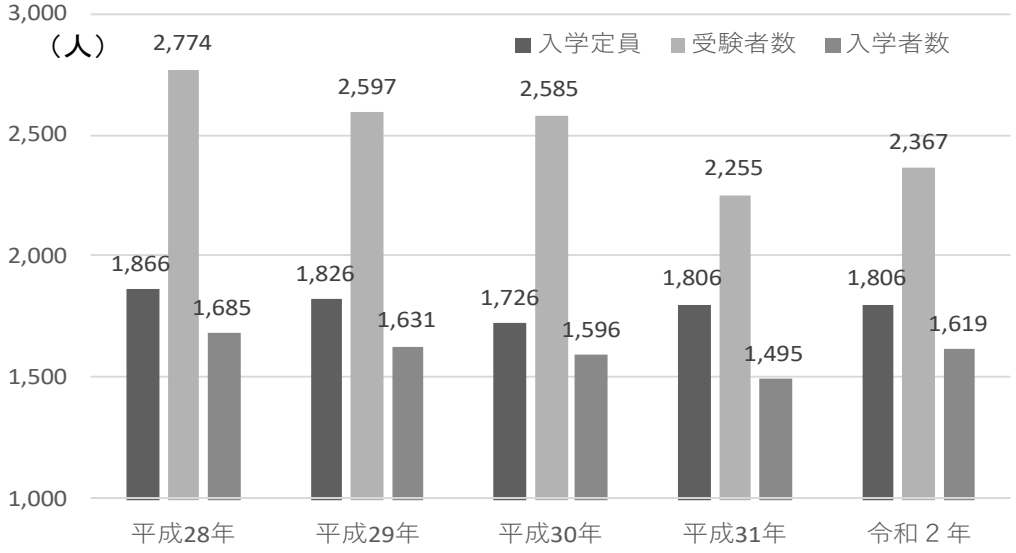

出典：看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査

(2) 卒業者の就業状況

○　令和２年３月に県内の看護師等学校養成所を卒業した者は1,472人で，そのうち養成資格で県内で就業した者は721人（県内就業率55.1%）です。准看護師養成所では卒業者の約30%が看護師養成所へ進学をしています。

【図表5-2-1】看護師等学校養成所卒業生の県内就業状況

(単位：人，%)

区分		平成28年３月卒			平成29年３月卒			平成30年３月卒			平成31年３月卒			令和２年３月卒		
		卒業者数	県内就業者数	県内就業	卒業者数	県内就業者数	県内就業	卒業者数	県内就業者数	県内就業	卒業者数	県内就業者数	県内就業	卒業者数	県内就業者数	県内就業
大学		135	67	54.0	131	68	60.2	127	64	58.2	126	67	58.3	147	75	59.1
助産師		24	17	73.9	22	16	76.2	27	19	70.4	29	14	48.3	26	16	61.5
看護師	３年課程	557	345	69.3	511	338	72.5	535	390	78.5	545	361	71.6	536	362	74.8
	２年課程	223	104	69.8	184	99	71.7	200	133	80.1	196	79	66.4	174	73	56.2
	５年一貫	540	153	31.0	530	165	32.9	552	170	32.4	558	174	32.5	536	167	32.8
准看護師		131	85	85.9	110	59	78.7	94	64	86.5	94	54	87.1	53	28	84.8
合計		1,610	771	55.6	1,488	745	56.7	1,535	840	60.0	1,548	749	54.9	1,472	721	55.1

出典：看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査

【図表5-2-2】看護師等学校養成所卒業生の県内就業率（国，本県）

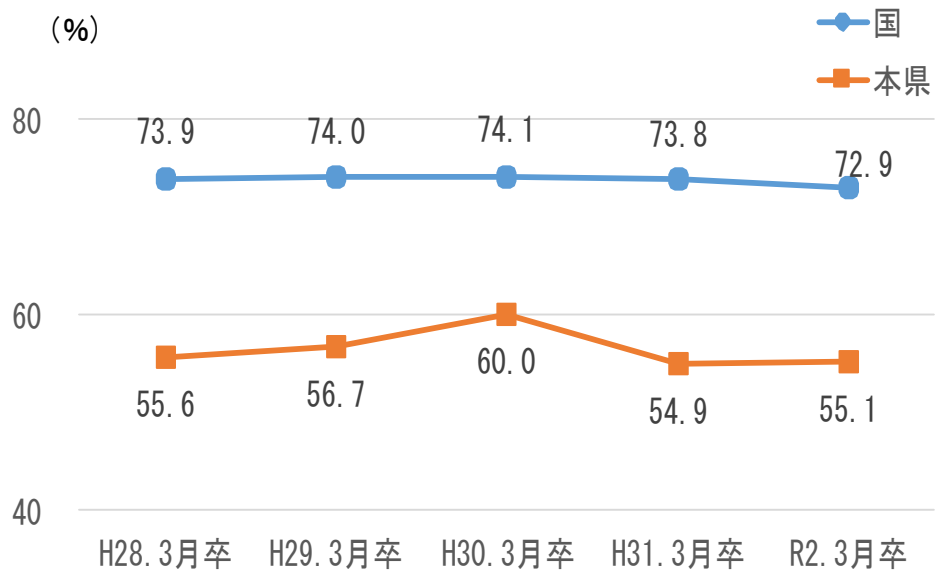

出典：看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査

６　再就業の状況

(1) 県ナースセンター事業の状況

○　平成27年10月１日に看護師等人材確保促進法が改正され，ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化が始まりました。

　ハローワークや県ナースセンターに求人登録と求職者登録のある両者のマッチングを促進する取組として，離職する際の届出制度「とどけるん」（努力義務）の周知や，ハローワークと連携した就労相談支援，未就業者に対する各種講習会を開催するなど,復職支援を実施しています。

○　最近では，看護職員の採用ルートが多様化していることも影響し，県ナースセンターを通じての再就業者数は減少傾向で，平成30年度は272件となっています。

【図表6-1-1】県内の職種別再就業者数の推移（ナースセンター斡旋）

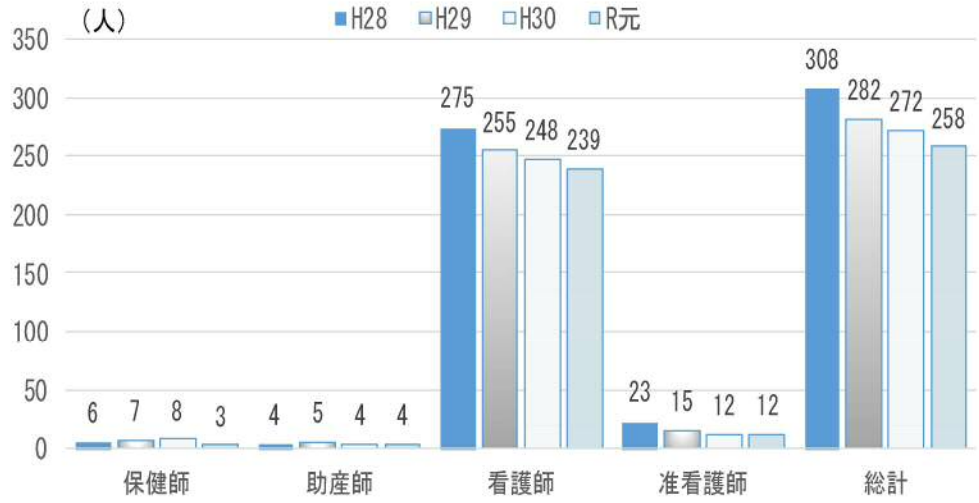

出典：中央ナースセンター報告書

○　平成27年10月からハローワーク鹿児島が県ナースセンターと連携し，看護職の求職者情報の共有（求職･求人登録の一元化），きめ細やかな職業相談・職業紹介等の就職支援事業等を実施しています。

　事業開始年の平成27年が25件で，以後増減しながら推移し令和元年度は59件となっています。

○　離職時の「とどけるん」に係る届出者のうち県ナースセンターへの登録を希望し登録した者は，減少傾向となっています。

【図表6-1-2】「とどけるん」届出等の状況の推移

		H27	H28	H29	H30	R元
本県	とどけるん届出者	400	513	432	396	340
	ナースセンター登録者	145	239	246	250	178
	登録率（%）	36.3	46.6	56.9	63.1	52.4
全国登録率（%）		44.8	37.6	40.8	39.9	38.7

出典：中央ナースセンター資料

7　育成の状況

(1) 職場定着・離職の防止

○　看護職員が働きやすい環境づくりに向け，病院内保育所への助成やワークライフバランスの推進等の職場環境改善，新人看護師定着のための研修事業等を看護協会や医師会等関係団体と協働しながら実施しています。

(2) 看護の質の向上

○　看護職員の資質向上に向けた取組として，卒後教育研修事業として，看護師等養成所の教員対象にした指導者研修や新人看護職員，潜在看護師を対象にした訪問看護の研修，保健師，助産師・看護師等の職種別の研修等を実施しています。

○　平成28年度からは訪問看護事業所を対象にした特定行為研修受講支援事業で，研修受講派遣のために訪問看護事業所が負担する費用の一部補助を行っています。

令和２年12月末時点で県内の研修修了看護師は63人となっています。

なお，県内には厚生労働大臣が指定した特定行為研修指定施設が４機関（令和３年２月に２機関追加）あることから，特定行為研修を受講しやすい環境にあります。

○　県内には，特定分野において熟練した看護技術と知識を有する看護師として，400人を超える認定看護師等が誕生しており，自施設だけでなく地域の関係機関が開催する研修会等の講師として活躍しています。

【図表7-2-1】　県内の認定看護師等　（令和2年12月末現在）

種　別	実人員	認定機関
認定看護管理者	42人	日本看護協会
専門看護師	６人（３分野）	
認定看護師	303人（21分野）	
精神科認定看護師	14人	日本精神科看護協会
特定行為研修修了	63人（38行為21区分）	厚生労働省
合　　計	延428人（複数認定資格を有する者あり）	

出典：各認定機関のホームページ

8　令和2年度看護職員実態調査結果（概要）

(1) 調査目的

計画策定にあたり，医療施設，介護保険，福祉施設等における看護職員の配置状況，人材確保・定着に向けた取組状況，令和７年度（2025年）までの看護職の配置計画等を把握するために調査を実施しました。

(2) 調査の実施概要

①　調査期間

令和２年９月８日～９月25日

②　調査対象等

ア　全数調査

・病院，有床診療所，介護医療院，介護老人保健施設，介護老人福祉施設，地域包括支援センター，助産所，訪問看護ステーション，看護師等学校養成所

イ　抽出調査

・無床診療所，上記以外の介護サービス事業所，社会福祉施設（障害者施設，児童福祉施設等），有料老人ホーム等

(3) 実態調査の結果（抜粋）

①　回答状況

【図表8-3-1】　施設別回答状況

施設区分	対象事業数	抽出率	調査数（A）	回答数（B）	回答率（B）／（A）
1　病院（指定介護療養型医療施設含む）	235	100%	235	168	71.5%
2　有床診療所	301	100%	301	167	55.5%
3　無床診療所	797	69.6%	554	329	59.4%
4　介護医療院	24	100%	24	16	66.7%
5　介護老人保健施設	90	100%	90	42	46.7%
6　介護老人福祉施設	166	100%	166	124	74.7%
7　介護保険関連施設（居宅サービス・地域密着型サービス）	1,214	52.4%	634	389	61.4%
8　社会福祉施設 住宅型有料老人ホーム等	465	77.2%	359	181	50.4%
9　訪問看護ステーション	163	100%	163	106	65.0%
10　助産所	83	100%	83	53	63.9%
11　看護師等養成所	29	100%	29	27	93.1%
12　地域包括支援センター（設置主体の市町村に調査）	43	100%	43	26	60.5%
13　事業所	27	100%	27	16	59.3%
合　計			2,708	1,644	60.7%

② 職員の就業状況

看護職の配置基準のない介護保サービス事業所や住宅型有料老人ホーム等において，常勤換算で１人以下の配置があると回答した施設もあり，同系列の他事業所と兼務している状況が推察されます。

【図表8-3-2】 施設別就業者数

	就業者実人員					常勤換算				
	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
病院，有床診療所	40	549	14,002	2,846	17,437	39.1	446.2	13,600.1	2,619.0	16,704.2
無床診療所	40	2	822	560	1,424	38.4	5.3	769.7	456.9	1,269.9
訪問看護ステーション	7	2	661	66	736	6.2	0.7	502.7	38.0	547.6
助産所	0	59	1	0	60	0.0	43.2	1.0	0.0	44.2
介護保険施設	0	0	667	633	1,300	0.0	0.0	610.3	586.9	1,197.2
介護居宅サービス等	1	0	563	652	1,216	1.0	1.0	414.9	491.7	907.3
その他事業所	119	33	417	11	580	115.0	43.0	382.2	8.4	548.6
合計	207	645	17,133	4,768	22,753	199.7	539.4	16,281.0	4,200.9	21,219.0

③ 離職率

平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの常勤職の職員数と離職者数を把握し，離職率を算出しました。

病院診療所と病院診療所以外で比較した場合，病院診療所以外（主に介護保険を含む福祉施設）の離職率が高くなっています。

【図表8-3-3】 常勤看護職員の離職率

年度	新卒者の退職		全体の退職		分野別			
					病院・診療所		病院診療所以外	
	実人員（人）	離職率（%）	実人員（人）	離職率（%）	実人数（人）	離職率（%）	実人数（人）	離職率（%）
平成29 2017	60	8.8	2,026	11.2	1,752	11.0	274	12.9
平成30 2018	60	8.1	2,164	11.9	1,776	11.1	388	17.7
令和元 2019	39	5.7	2,200	11.9	1,800	11.1	400	17.4

（参考） 日本看護協会 2019年病院看護実態調査
新卒離職率 国： 7.8%，県： 5.1%
正規職離職率 国：10.7%，県：10.7%
介護労働安定センター 介護労働実態調査結果（2018年10月１日～2019年9月30日）
正規職員離職率 国：14.6%，県：15.4%

④ その他

○ 2025年に向けた職員の配置計画については，ほとんどの施設が将来を見通すことが困難との理由で，調査時点の人員配置数を回答しています。

【図表8-3-4】 2025年に向けた看護職員配置計画　　N=1,644

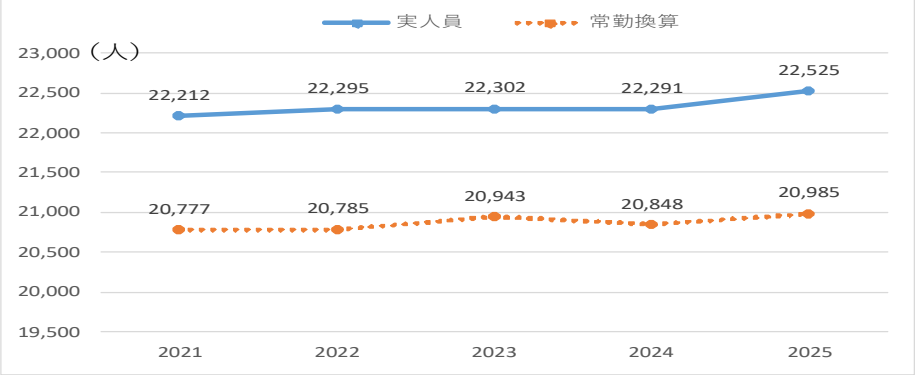

【図表8-3-5】 施設別2025年に向けた看護職員配置計画

実人員

年度	病院,有床診療所	無床診療所	介護保険施設	介護居宅サービス等	訪問看護ステーション	助産所	看護師等養成所	その他事業所	計
2021年	16,938	1,412	1,270	1,217	761	47	379	188	22,212
2022年	16,988	1,413	1,286	1,221	779	45	375	188	22,302
2023年	16,981	1,418	1,282	1,220	793	45	375	188	22,302
2024年	16,981	1,418	1,282	1,220	793	45	375	188	22,302
2025年	17,207	1,413	1,282	1,221	810	45	359	188	22,525

常勤換算

年度	病院,有床診療所	無床診療所	介護保険施設	介護居宅サービス等	訪問看護ステーション	助産所	看護師等養成所	その他事業所	計
2021年	16,185.0	1,287.6	1,193.9	931.1	586.3	38.1	377.7	177.4	20,777.1
2022年	16,222.2	1,290.9	1,198.5	931.8	610.1	37.1	373.7	177.4	20,841.8
2023年	16,314.0	1,294.6	1,194.9	933.6	617.5	37.1	373.9	177.4	20,943.1
2024年	16,219.4	1,294.6	1,194.2	935.1	632.4	37.1	357.4	177.4	20,847.7
2025年	16,356.0	1,291.6	1,194.7	937.3	638.3	37.1	358.4	177.4	20,984.9

○　60歳以上の職員の配置については，750施設（45.1%）が65歳までの継続雇用制度の導入を，232施設（14.1%）が定年制度の延長をしており，継続就労による職員確保の取組が行われています。

【図表8-3-6】 60歳以上の雇用継続措置

全　体	施設数	割合(%)
定年制度の廃止	136	8.3
定年制度の延長	232	14.1
６５歳までの継続雇用制度の導入	750	45.1
その他	167	10.2
無回答	444	27.0

	施設数	割合(%)
65歳未満	20	8.6
65歳	131	56.5
65～69歳	8	3.4
70歳	37	15.9
70歳超	8	3.4
無回答	28	12.1
計	232	

９　看護学生に対する就労先等の選択理由等に関する調査結果

(1) 調査目的

看護学生が現在の学校・養成所を選んだ理由や県内・県外の就業場所を決めた要因等を分析し，看護人材の確保・育成の取り組みに反映させる。

(2) 調査の概要

・調査対象：令和３年３月卒業予定の県内の看護学生
・調査方法：電子申請アンケート
・調査期間：令和２年12月23日～令和３年１月15日
・回 答 数：651人（対象者数1,563人：回収率41.7%）

(3) 調査結果（抜粋）

①　出身地と所属する養成課程

回答者の75%（486人）が県内出身者，養成課程では多い順に41%（264人）が５年一貫校，次いで36%（231人）が看護師３年課程でした。

【図表9-3-1】出身地

	人，%	
鹿児島県内	486	75%
鹿児島県外	165	25%
計	651	100%

【図表9-3-2】養成課程

	人，%	
看護師３年	231	35%
看護師２年	45	7%
助産師	16	2%
准看護師	27	4%
５年一貫	264	41%
大　学	63	10%
大学院	3	0.5%
通　信	2	0.3%
計	651	100%

②　養成校を選択した理由

養成校を選択した理由は多い順に，「自宅実家から近い」，「学校見学時の印象が良かった」，「親・きょうだい・先生などに勧められた」でした。

【図表9-3-3】　養成所・学校を選んだ理由　（上位３項目複数回答）

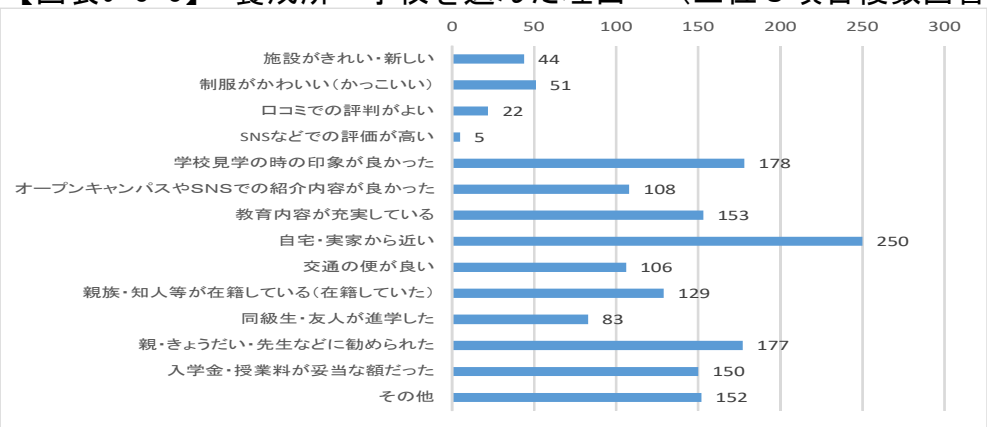

③　令和３年３月卒業後の進路

【図表9-3-4】　卒業後の就業先等

	人，％	
決まっている	592	91%
決まっていない	34	5%
進学予定	20	3%
休学中	1	0.2%
その他	4	1%
計	651	100%

調査時点で91％（592人）が就業先が決まっており，そのほとんどが病院診療所で，進学予定者は３％（20人）となっています。

就労する施設を選んだ理由の最多が「貸与を受けている修学資金奨学金の返還免除対象施設」で301人となっています。

【図表9-3-5】　就労する施設を選んだ理由（上位３項目複数回答）

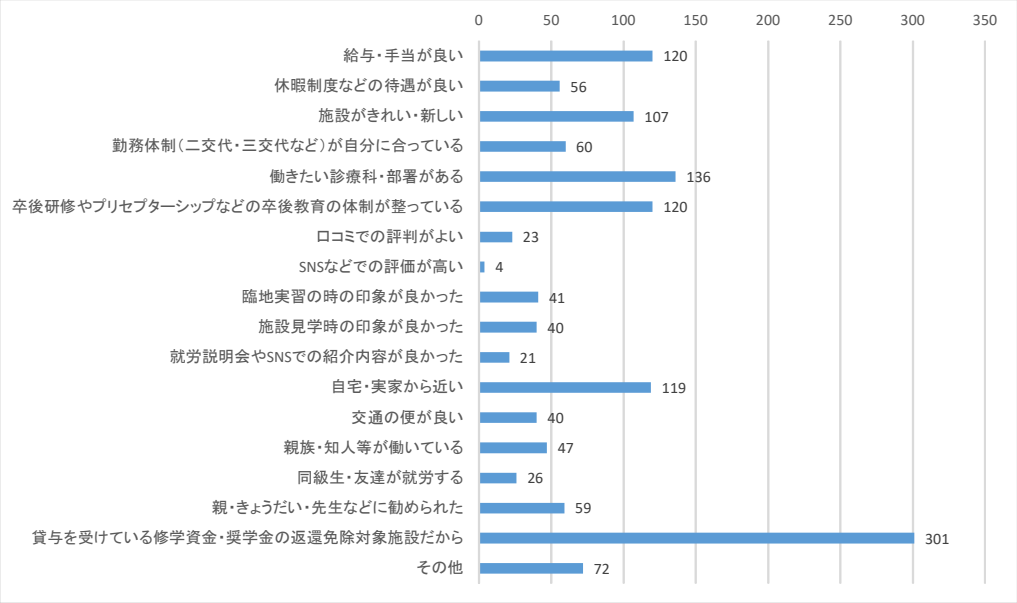

また，県内県外ともに「修学資金奨学金の貸与施設」が最多となっています。

【図表9-3-6】就労先を県内県外で選択した理由（複数回答）

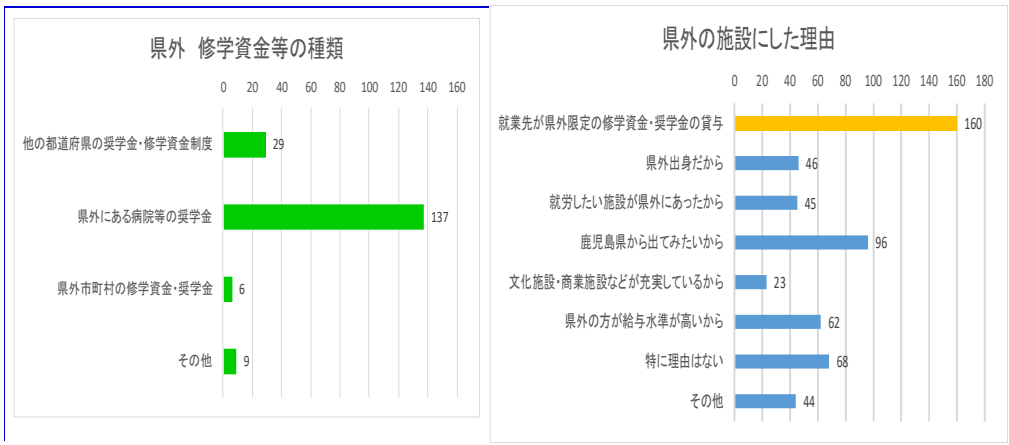

④　修学資金・奨学金の利用状況について

回答者の65％（426人）が修学資金等を利用しており，「病院等施設の奨学金」が最も利用が多かった修学資金となっています。

【図表9-3-7】修学資金等利用状況

	人，％	
利用している（利用していた）	426	65%
利用していない（利用しなかった）	225	35%
計	651	100%

【図表9-3-8】修学資金等の種類

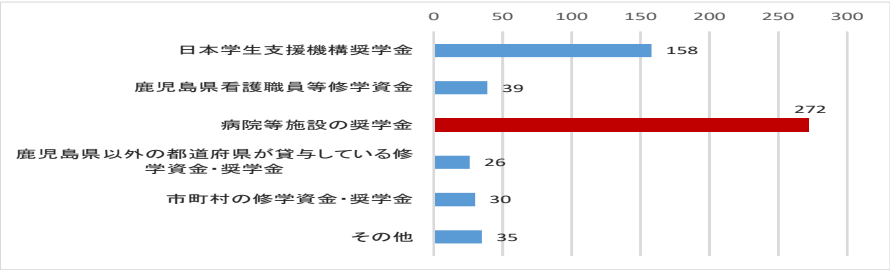

なお，病院等施設の奨学金の貸与月額では，５万円以上６万円未満が最も多く43％（118人）となっています。

【図表9-3-9】病院施設等奨学金の貸与月額

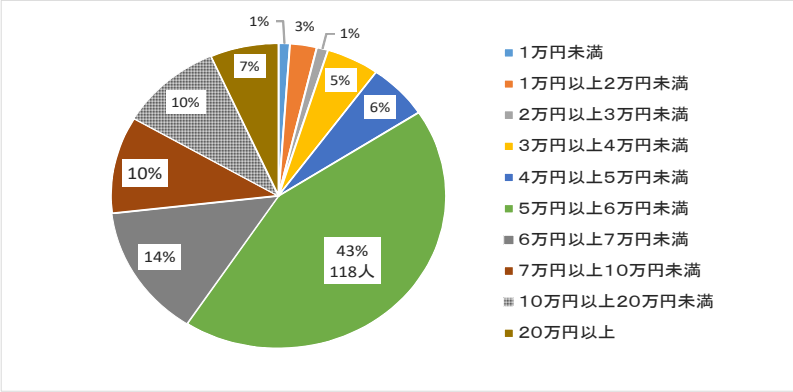

修学資金・奨学金の利用理由としては，多い順に「経済的に困っている」，次いで「卒後就業することで返還免除となる制度を持つ施設に就業先が決まっていたから」となっています。

【図表9-3-10】　修学資金・奨学金の利用理由

理　　由	人，％	
経済的に困っていたから	232人	55%
養成所・学校の先生から勧められたから	20人	5%
就業先が先に決まっており，卒後就業することで返還免除となる制度を就業先が持っていたから	138人	32%
その他	36人	8%

⑤　将来鹿児島県に戻り看護職として就業する意志

卒後の就業先が県外に決定している266人に将来鹿児島県に戻り就業する意志があるかきいたところ，「戻ってきたい」と回答した県内出身者は53人で，「戻ってくる意志はない」は30人となっています。

【図表9-3-11】　将来鹿児島県で就業する意志

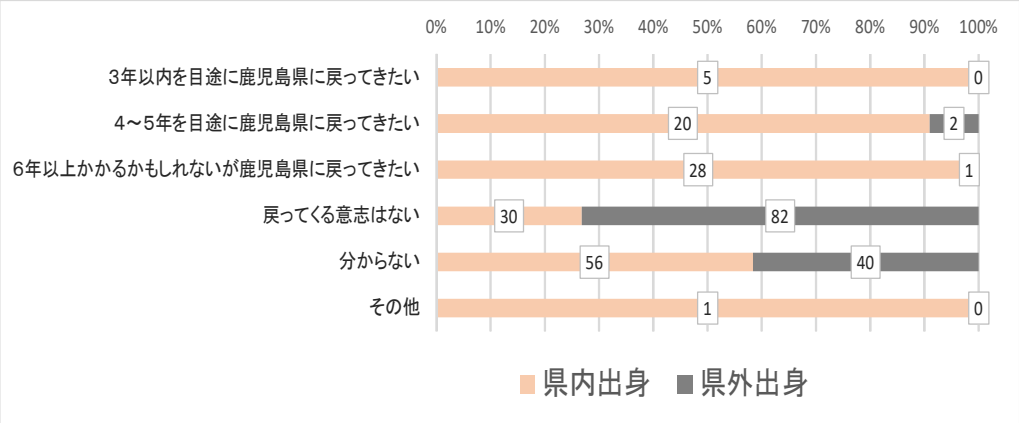

(4)　調査結果からみえてきたこと

- 学校養成所を選んだ主な理由は，「自宅・実家が近いこと」「学校等見学時の印象の良さ」を選択した者が多かった。
- 入学者確保においては，近隣者を意識した入学あっせん，遠方でも通い易い交通手段，オープンキャンパス等を積極的に開催し，在校生との交流会などを通じて学校養成所をアピールしていく等の取り組みが重要となっている。
- 調査回答者の65％（426人）が修学資金等を利用していた。
- 就業先を選んだ理由は，「修学資金等返還免除施設である」が最も多く，このことを理由に県内・県外の出身にかかわらず県外施設へ就業する予定となっている。
- 修学資金等の種類としては，「病院等施設の奨学金」が最も多く，月額５万円以上６万円未満が多かった。
- 県内就業者をより多く確保するための手段の一つとして，看護師等学校養成所への進学を決定する前，あるいは入学直後に県内施設の奨学金等の情報を提供し，活用してもらう事も有効ではないか。

第３章　需給推計

１　推計の方法

○　平成30年度国が作成した推計ツールを用いて，直近のデータ等から推計

○　需要は，令和７年（2025年）における地域医療構想の病床数の必要量及び介護保険事業計画のサービス見込み量等から推計

○　供給は，直近の就業者数や令和２年度看護職員実態調査の離職率等のデータから推計

２　推計結果

○　令和７年（2025年）の県全体の需要数31,131人に対して，2,346人の不足との推計

○　二次保健医療圏では，南薩以外で119人～736人の不足との推計

（実人数）

		平成26年（2014年）	平成28年（2016年）	平成30年（2018年）	令和7年（2025年）		
		従事者数	従事者数	従事者数	需要数（A）	供給数（B）	差引（B－A）
県全体		31,866	32,550	32,951	31,131	28,785	△ 2,346
二次医療圏	鹿児島	14,002	14,602	14,874	13,808	13,072	△ 736
	南薩	3,108	3,129	3,075	2,577	2,701	124
	川薩	2,155	2,174	2,210	2,183	1,861	△ 322
	出水	1,447	1,466	1,483	1,397	1,234	△ 163
	姶良・伊佐	4,531	4,629	4,660	4,275	3,986	△ 289
	曽於	1,090	1,082	1,065	1,260	960	△ 300
	肝属	2,932	2,888	2,971	2,827	2,708	△ 119
	熊毛	540	567	590	797	514	△ 283
	奄美	2,061	2,013	2,023	2,004	1,748	△ 256

第４章　看護人材確保対策

看護人材を取り巻く現状や需給推計を踏まえると，少子化の進行により，労働力確保が困難となることから，魅力ある看護職の情報発信や看護職員の着実な養成，現在就業中の看護職員の定着促進，潜在看護職員の再就業促進，定年退職後の看護職の再就業促進などに取り組む必要があります。

また，地域包括ケアシステムの構築が進められる中で，医療・介護のニーズは多様化しており，これに応えられる看護職の育成などにも取り組む必要があります。

このため，看護人材の安定的な確保・育成を図る観点から，次の体系立てにより，取組みを進めます。

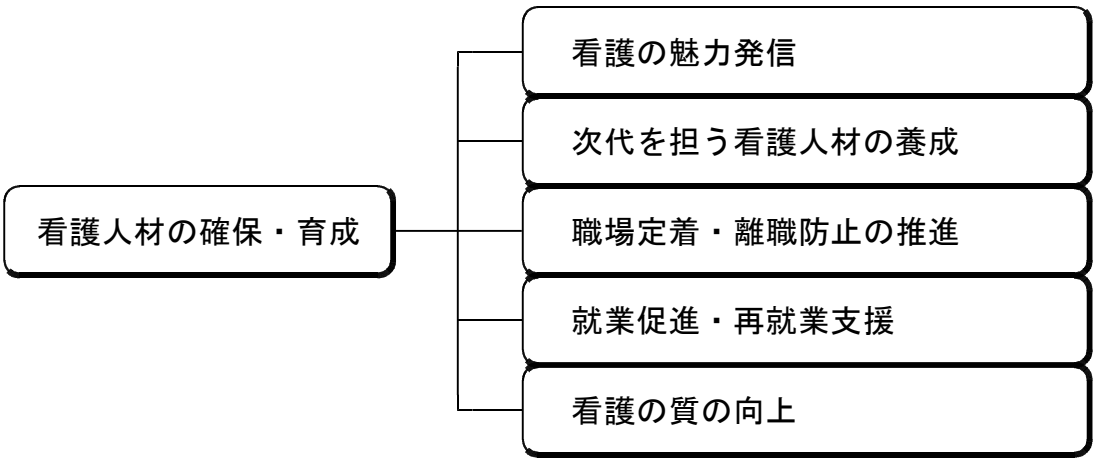

１　看護の魅力発信

○　小中学生や高校生等を対象に，ふれあい看護体験・出前授業・進路相談を開催し，看護への興味と関心を高めるとともに，看護職を目指す学生の増加を図ります。

○　看護の日（５月12日：フローレンス・ナイチンゲールの誕生日）及び看護週間（看護の日を含む週の日曜日から土曜日）等の啓発事業を通じて，県民の看護についての関心と理解を深めます。

○　県政広報番組・広報誌を積極的に活用して，看護の魅力について積極的な情報発信に努めます。

２　次代を担う看護人材の養成

○　看護人材養成に係る教育環境の充実を図るため，民間の看護師等学校養成所運営を支援します。

○　看護師等学校養成所の現任教員や，学生実習の受入施設の実習指導者に対する研修の実施により，看護基礎教育の充実強化を図ります。専任教員養成講習会は，未受講者数を考慮し，必要に応じ実施を検討します。

○　県内の看護学生に対し修学資金を貸与し，看護人材の安定的な養成に努めるとともに，地域的偏在対策の観点も踏まえて，修学資金貸与制度の運用を図ります。また，県内の市町村や医療機関の修学資金制度の情報を集約し，学生に情報提供を行います。

○　看護師等学校養成所と連携し，看護学生に対する県内就業の働きかけを行います。

○　看護職員の就業場所は,医療機関に限らず居宅や施設等へ広がっており,将来を担う看護職員にはこれまで以上に高い能力が求められることから，看護師等養成校においては，令和４年度から新しいカリキュラムでの看護職員の養成が始まります。
　今後，県内の各養成校等において，新カリキュラムの移行が円滑に行われるよう支援します。

○　特に看護師養成の新カリキュラムでは，地域における多様な場での実習や多職種連携に関する実習が促進されるよう,留意することとなっており,将来，地域・在宅看護で活躍する看護師を養成するためにも，より多くの学生が病院以外の訪問看護ステーションや介護保険施設等の事業所で実習ができるよう，養成校と事業所との実習調整について検討します。

３　職場定着・離職防止の推進

○　新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修が行われ，医療機関等における新人看護職員の職場定着が図られるよう支援します。

○　医療従事者が，結婚・出産・子育てなどのライフサイクルの中で安心して子育てをしながら働き続けられるよう,院内保育所の運営を支援します。（２４時間保育・病児等保育の場合，加算措置あり）

○　医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため，県医療勤務環境改善支援センターにおいて，各医療機関による勤務環境改善への取組に対して，労務管理面・医業経営面から，専門家による指導・助言を行うなど，個々の医療機関のニーズに応じた支援を行います。

○　定年退職前後のプラチナ・ナースを増やすため，管理期年代（50歳代）の看護職員に対する研修や再雇用･時短勤務導入等について関係施設･団体等が取組む事例の情報共有を進めます。

４　就業促進・再就業支援

○　県ナースセンターを拠点に無料職業紹介を行うとともに，地域に密着した求職者への相談対応および求人施設との連携に取り組みます。

○　県ナースセンターの専門的な就業支援と県内のハローワークのマッチング機能を活かした連携協力により就業斡旋を行います。
　特に，60歳以上の看護職にはこれまでの看護の経験を生かして，再就業先として介護サービス事業所等でも活躍できる場が広がっていることを周知していきます。

○　50歳以上の看護職員が多くなっていることから，関連団体等と共同してセカンドキャリアを選択できるような就業支援を行います。

○　努力義務となっている看護師等の離職時の届出が確実に行われるよう，届出サイト「とどけるん」の周知を図り，未就業者の掘り起こしに努めます。

○　未就業者や離職者に対する実践的な研修会の開催や出張相談により，就業・再就業を支援します。

○　関係団体等が開催する就職相談会，情報発信等により，県内出身者を中心とした県外の看護学生，県外就業看護職員のＵ・Ｉターンの促進を図ります。

○　経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき入国する外国人看護師候補者の資格取得に向けた支援に取り組みます。

○　「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」の改正により，令和３年４月１日から，へき地の医療機関へ

の看護師・准看護師の労働者派遣及び社会福祉施設等への看護師の日雇派遣が可能となったことから，看護師等の人材確保が困難なへき地における当該制度の活用状況について注視していきます。

５　看護の質の向上

○　研修機会の少ない中小病院や診療所等の看護職員に対する研修を実施し，安全な医療・看護を提供する体制を整えます。

○　在宅医療の質を向上させるため，「特定行為に係る看護師の研修制度」の普及・啓発，研修修了者の確保に努めます。

○　質の高い看護の提供を図るため，特定行為研修修了看護師や認定看護師，専門看護師の育成が推進されるよう，当該看護師に係る診療報酬加算措置の充実を図るよう国に対して働きかけを行います。

○　県内で活躍する専門・認定看護師等及び特定行為研修修了看護師のネットワーク化を進め，その専門性を活かした質の高い看護実践を広く地域に周知することで，地域全体の看護技術の向上を図ります。
　なお，認定看護師の養成状況が０～５人と少数の分野もあることから，特定行為研修とあわせて認定制度の周知を図ります。

○　地域包括ケアシステムの推進のため，訪問看護師やプライマリ・ケアの実践ができる看護師の育成に努めます。

○　精神・障害分野等においても，地域包括ケアシステムの構築を目指すこととされており，多様な領域での看護職員の確保が求められています。
　病院等で働く看護職員が，将来，多様なキャリアを選択できるよう，病院と病院，病院と訪問看護ステーション，病院と看護師等養成校など，自施設では体験できない看護技術を学ぶことができる，施設間の人材交流研修についても検討していきます。

○　多岐にわたる健康課題や多様化する住民ニーズに対応できる保健師の育成・資質向上を図るため，職務経験に合わせた階層別の研修，卒後教育の充実を図ります。

○　大規模災害や感染症等の発生時に迅速かつ円滑に支援体制を構築，対応できるよう，平常時から看護職員の連携を強化していきます。

６　評価指標の設定

看護人材確保対策を踏まえ，評価指標を設定します。

指　　標	現状値	目標値	指標の出典
卒後新人看護職員の県内就業率	55.1% （令和２年３月）	60% （令和８年３月）	看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査
ナースセンター紹介による再就業者数	258人 （令和元年度）	304人 （令和７年度）	中央ナースセンター資料
「とどけるん」届出者のナースバンク登録率	52.4% （令和元年度）	80% （令和７年度）	県看護協会資料
特定行為研修県内修了者数	累計63人 （令和２年12月末）	累計204人 （令和７年度末）	医師・看護人材課調べ

［目標設定の考え方］

【卒後新人看護職員の県内就業率】←就業促進

近年の最大値である60％（平成30年３月）を目指します。

【ナースセンター紹介による再就業者数】←再就業支援

令和元年度の再就業者は258人。過去４年間の平均伸び率を考慮して設定した304人を目指します。

【「とどけるん」届出者のナースバンク登録率】←再就業支援

令和元年度は52.4％。過去４年間の平均伸び率を考慮して設定した80％を目指します。

【特定行為研修県内修了者数】←看護の質の向上

令和２年12月末の修了者数は63人。特定行為研修に係る県内の指定研修施設が令和３年度から合計４か所。

各施設の研修修了者数を踏まえ，単年毎の合計県内修了者を26人と想定し，令和７年度末の累計者数204人を目指します。

第５章　看護人材確保対策の推進

１　計画の推進体制

計画の推進及び進捗状況を評価するため，医療・労働・教育など幅広い分野の関係機関で構成する「鹿児島県看護職員確保対策検討会」を設置しています。

２　計画の推進にあたってのそれぞれの役割

本計画を推進するためには，行政，看護関係者，看護師等学校養成所，医療関係者等が連携しながら，それぞれの役割を積極的に果たすことが必要です。

(1) 行政の役割

①　県の役割

看護師等人材確保促進法第４条に，「地方公共団体は，看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに，看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされています。

県は，医療・労働・教育など幅広い分野でそれぞれの関係機関と連携を図りながら，鹿児島県における看護人材確保対策を総合的かつ計画的に推進します。

②　市町村の役割

市町村は，域内の医療資源の実情等に応じて，独自の修学資金による人材の確保，出身者に対するＵターンの働きかけなどが期待されます。

③　労働局の役割

県ナースセンターと連携した就業斡旋，雇用情勢に係る情報提供などが期待されます。

(2) 県看護協会の役割

県看護協会は，次代を担う人材の育成や，所属する会員に対して，より専門性の高い，最新の知識を学ぶ自己研鑽の機会のほか，未就業者・離職者の就業・再就業の促進などが期待されます。

(3) 看護師等学校養成所の役割

看護師等学校養成所は，高校生等へ養成校入学の働きかけや，質の高い看護人材の養成のほか，卒後の県内就業・定着の誘導を行うことなどが期待されます。

(4) 医療機関等の役割

看護師等人材確保促進法第５条に，「病院等の開設者等は，病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で，その専門知識と技能を向上させ，かつ，これを看護業務に十分に発揮できるよう，病院等に勤務する看護師等の処遇の改善，新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施，看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」とされています。

医療機関等は，看護学生実習の積極的な受入れや，働き続けられる職場環境の整備のほか,専門性や能力に対する適正な評価などが期待されます。

３　計画の進行管理

より充実した看護人材確保対策の実現を図るためには，政策循環（ＰＤＣＡ）のサイクルにより，計画の達成度を評価・分析し，継続的な改善を進める必要があります。

このため，本検討会において，毎年，施策の実施状況について確認を行うとともに，施策の評価を行い，必要に応じて施策等へ反映します。

資　料　編

１　看護職員確保対策検討会設置要綱
２　看護人材確保計画の策定経緯
３　令和２年度看護職員確保対策検討会
４　看護人材確保計画策定に係るワーキングループ
５　看護教育制度

１　看護職員確保対策検討会設置要綱

（目的）
第１条　急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い，看護師等の確保の重要性が著しく増大していることを踏まえ，総合的な看護職員の確保に関する検討会を開催し，看護師等の養成，処遇の改善，資質の向上，就業の促進等について幅広く検討を行い，今後の県民の保健医療の向上に資する事業のあり方を明らかにする。

（所掌事項）
第２条　検討会は次に掲げる事項について検討する。
（１）看護職員の確保対策に関すること
（２）その他看護職員の確保対策や資質向上に関すること

（組織）
第３条　検討会は，次の組織で構成する。
（１）鹿児島県看護教育協議会
（２）鹿児島県専修学校協会
（３）鹿児島県公的病院等看護管理者会
（４）鹿児島県訪問看護ステーション協議会
（５）鹿児島労働局
（６）鹿児島県ナースセンター
（７）鹿児島県看護協会
（８）鹿児島県助産師会
（９）鹿児島県医師会
(10) 鹿児島大学医学部保健学科
(11) 鹿児島県くらし保健福祉部医師・看護人材課

（議長）
第４条　検討会に議長を置き，構成員の互選によってこれを定める。
２　議長は会務を総理する。
３　議長に事故があるとき，又は議長が欠けたときは，議長があらかじめ指名する構成員が，その職務を代理する。

（会議）
第５条　検討会は議長が招集する。
２　検討会の議事は，出席した構成員の過半数で決し，賛否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席）
第６条　会議には必要に応じて関係者を出席させ，関係事項について説明を受け，又は意見を聞くことができる。

（庶務）
第７条　検討会の庶務は，鹿児島県くらし保健福祉部医師・看護人材課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか，検討会の運営に必要な事項は，別に定める。

附則
この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附則
この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附則
この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

２　看護人材確保計画の策定経緯

日　程	策　定　経　緯
令和元年７月24日	令和元年度第１回看護職員確保対策検討会 ・国及び県の看護職員需給推計案について ・令和元年度看護職員確保対策等について
令和２年２月18日	令和元年度第２回看護職員確保対策検討会 ・国の看護職員需給推計結果報告 ・今後の看護職員確保対策について ※令和２年度にワーキンググループを設置し鹿児島県看護職員確保戦略（仮称）を策定することとなる。
令和２年７月11日	第１回看護人材確保計画策定に係るワーキンググループ ・計画策定概要説明，看護職員実態調査票の検討
令和２年９月８日 ～９月25日	「看護職員実態調査」の実施 ・郵送調査 ・対象：医療施設，介護保険，社会福祉施設等　計2,708施設
令和２年11月４日	第２回ワーキンググループ ・計画素案，看護職員実態調査結果案について
令和２年11月18日	第１回看護職員確保対策検討会 ・計画素案，看護職員実態調査結果案について
令和２年12月23日 ～３年１月15日	「看護学生に対する就労先等の選択理由等に関する調査」の実施 ・電子申請調査 ・対象：令和３年３月卒業予定の看護学生1,563人
令和３年２月５日	第３回ワーキンググループ ・計画案，看護職員実態調査結果案について
令和３年２月17日	第２回看護職員確保対策検討会 ・計画案について

３　令和２年度看護職員確保対策検討会

委員氏名	所　　属
赤塚　隆平	（前任）鹿児島県専修学校協会副会長
南　　正義	（後任）鹿児島県専修学校協会副会長
和田　滋	鹿児島労働局職業安定部職業対策課長
有馬　龍平	（代理出席）鹿児島労働局職業安定部職業対策課雇用援護係長
今古川　則子	鹿児島県ナースセンター所長
宇都　弘美	鹿児島県助産師会会長
江口　惠子	鹿児島県公的病院等看護管理者会会長
田畑　千穂子	鹿児島県看護協会会長
野村　秀洋	鹿児島県医師会副会長
平川　涼子	鹿児島県看護教育協議会会長
冨貴田　景子	鹿児島県訪問看護ステーション協議会理事
水田　明子	鹿児島大学医学部保健学科教授
下野　弘樹	鹿児島県くらし保健福祉部医師・看護人材課長

５０音順（県職員除く）

４　看護人材確保計画策定に係るワーキンググループ

委員氏名	所　　属
今古川　則子	鹿児島県ナースセンター所長
黒木　康文	鹿児島県医師会常任理事
小牧　和代	鹿児島県看護教育協議会
谷川　智子	鹿児島県公的病院等看護管理者会
中重　敬子	鹿児島県看護協会副会長
川﨑　誉代	鹿児島県くらし保健福祉部医師・看護人材課参事

５０音順（県職員除く）

5　看護教育制度

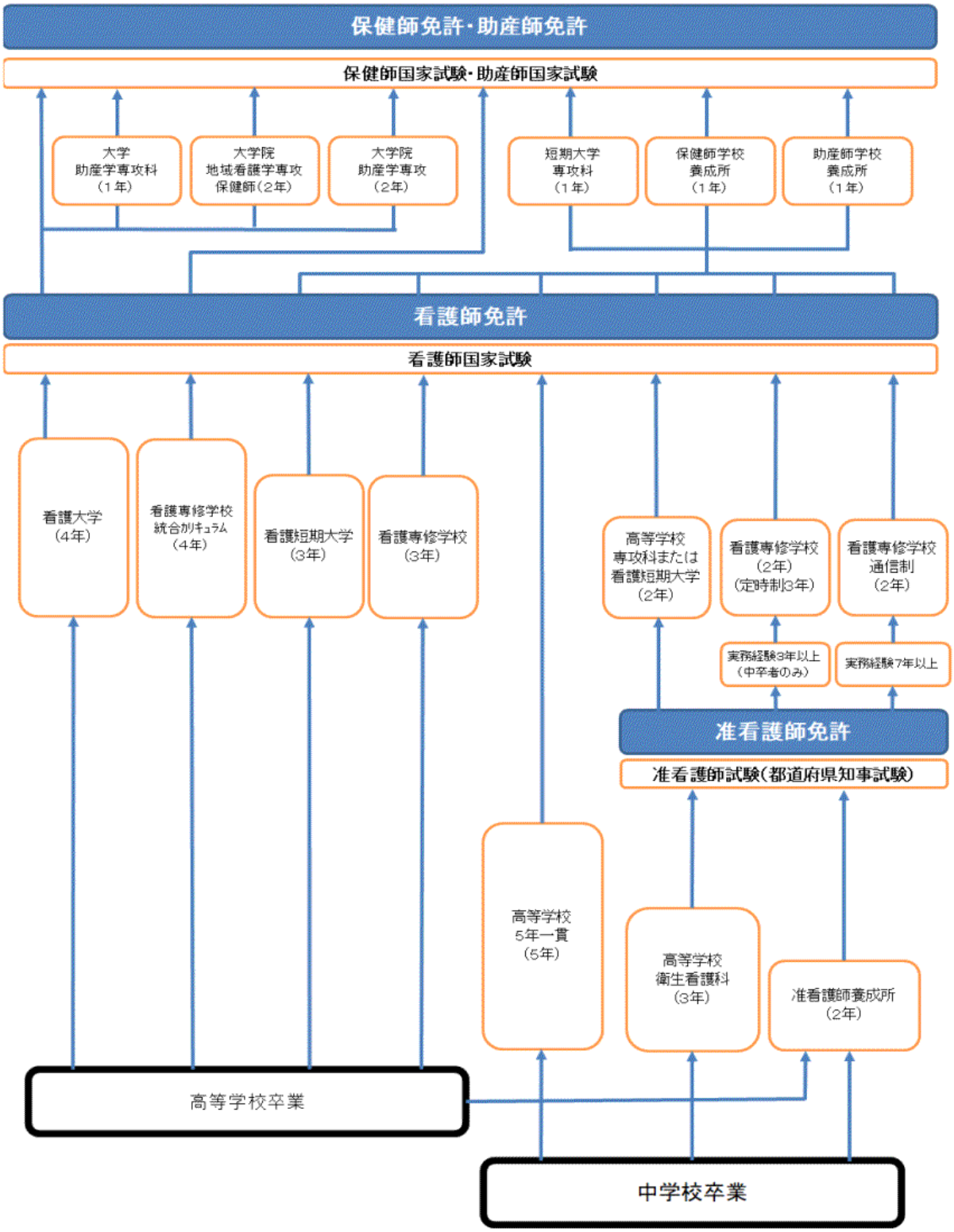
保健師免許・助産師免許
保健師国家試験・助産師国家試験
大学
助産学専攻科
（1年）
大学院
地域看護学専攻
保健師（2年）
大学院
助産学専攻
（2年）
短期大学
専攻科
（1年）
保健師学校
養成所
（1年）
助産師学校
養成所
（1年）
看護師免許
看護師国家試験
看護大学
（4年）
看護専修学校
統合カリキュラム
（4年）
看護短期大学
（3年）
看護専修学校
（3年）
高等学校
専攻科または
看護短期大学
（2年）
看護専修学校
（2年）
（定時制3年）
看護専修学校
通信制
（2年）
実務経験3年以上
（中卒者のみ）
実務経験7年以上
准看護師免許
准看護師試験（都道府県知事試験）
高等学校
5年一貫
（5年）
高等学校
衛生看護科
（3年）
准看護師養成所
（2年）
高等学校卒業
中学校卒業

鹿児島県